

業 務 番 号							
設計年度	令和7年度		市道等側溝土砂撤去業務委託（市道本町16号線外） 三原市 八坂町外 仕 様 書				
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
業 務 概 要				起 工 理 由			
側溝土砂撤去 L=8.0km 土砂等撤去処分 V=240m3							

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市八坂町外 市道等側溝土砂撤去業務委託（市道本町16号線外）に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・ **土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**

※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

・ その他関連規格類

第2節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 業務委託の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 建設副産物

本業務委託における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を業務委託現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を業務委託現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、業務委託完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、業務委託完成から5年間保存しなければならない。

- 4 業務委託現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、業務委託現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を業務委託現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 業務委託現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を業務委託の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が業務委託現場である場合は、当該業務委託現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が業務委託現場である場合は、業務委託の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が業務委託現場である場合は、当該業務委託現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを業務委託の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る業務委託の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の業務委託で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章 施工条件

第1節 土砂撤去内容

市道本町16号線外の道路側溝や路側に堆積した土砂撤去を見込んでいる。業務箇所の詳細については調査職員と協議するものとする。主に、道路側溝内の堆積土を予定しているが、落葉・枝木など有機物については、三原市一般廃棄物最終処分場へ搬入することとする。

第2節 工程

1 施工時期・時間の制限

施工内容	土砂積込作業
路線	市道西宮29号線、市道西宮40号線、市道幸崎20号線、市道幸崎68号線
時間	9：00～16：00（作業可能時間）
施工方法・理由	搬入路が通学路であるため、登下校時間は業務用車両の通行を行わないこと。

第3節 公害対策

1 粉じん対策

内容	清掃作業において粉じんが飛散する場合は、粉じん防止の散水等を随時行うこと。
期間	土砂等積込作業

第4節 安全対策

1 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

作業期間中、交通誘導警備員を1（人／日）配置すること。

第5節 建設副産物

1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該業務委託により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 山田建設株式会社リサイクルプラント（三原市糸崎南2糸崎第3野積場）

なお、業務委託発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

2 落葉等の指定処理施設（搬出）

搬出場所 三原市一般廃棄物最終処分場（三原市八坂町）

なお、業務発注後に明らかになったやむを得ない事情により指定処理施設への搬入が困難になった場合は、調査職員と協議を行うものとする。

3 産業廃棄物の場外保管

当該業務委託により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。

ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第6節 その他

1 施工管理

受注者は路線毎に現地測量を行い、事前に堆積土砂を算出し調査職員へ報告するものとする。なお、測量間隔として各路線の総延長300m未満の箇所については50m毎、300mを越える路線については100m毎とする。

また、作業前、作業中、作業後の状況が確認できる写真を各路線の測点毎に撮影すること。

第3章 工事保険等

1 工事保険等

受注者は、本業務委託において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。また、加入した保険等については、保険証券の写し（保険以外の場合はそれに代わるもの）を調査職員に提出すること。なお、加入に必要な保険料等は、設計で現場管理費に見込んでいる。

2 法定外の労災保険 の付保

(1) 受注者は、本業務委託に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）を付保しなければならない。

(2) 受注者は、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又なこれに代わるものを速やかに調査職員に提示しなければならない。

(3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、調査職員の指示を受けること。

数 量 総 括 表

—市道等側溝土砂撤去業務委託（市道本町16号線外）—

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
道路維持		式		1	レベル1
道路清掃工		式		1	レベル2
路面清掃工		式		1	レベル3
路面清掃(路肩部・人力)	【塵埃量 少】	km		8	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		式		1	レベル4
* * 直接工事費 * *					
共通仮設費率分					
* * 共通仮設費計 * *					
* * 純工事費 * *					
現場管理費					
* * 工事原価 * *					
一般管理費率分					
一般管理費計					
* * 工事価格 * *					

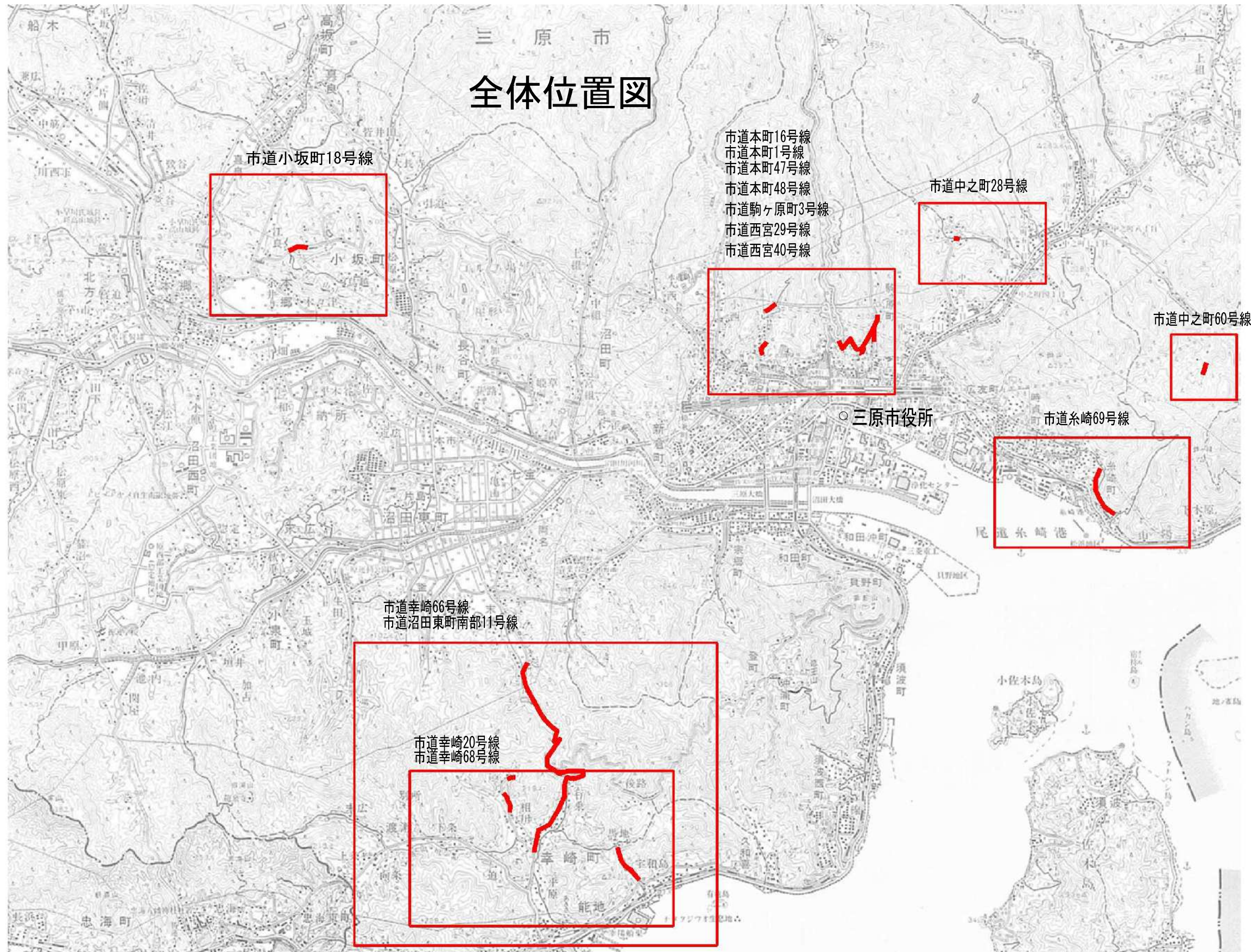
工事数量総括表

頁0 -0002

[illegible]

N
4
+

全体位置図



市道小坂町18号線

市道本町16号線
市道本町1号線
市道本町47号線
市道本町48号線
市道駒ヶ原町3号線
市道西宮29号線
市道西宮40号線

市道中之町28号線

市道中之町60号線

市道糸崎69号線

市道幸崎66号線
市道沼田東町南部11号線

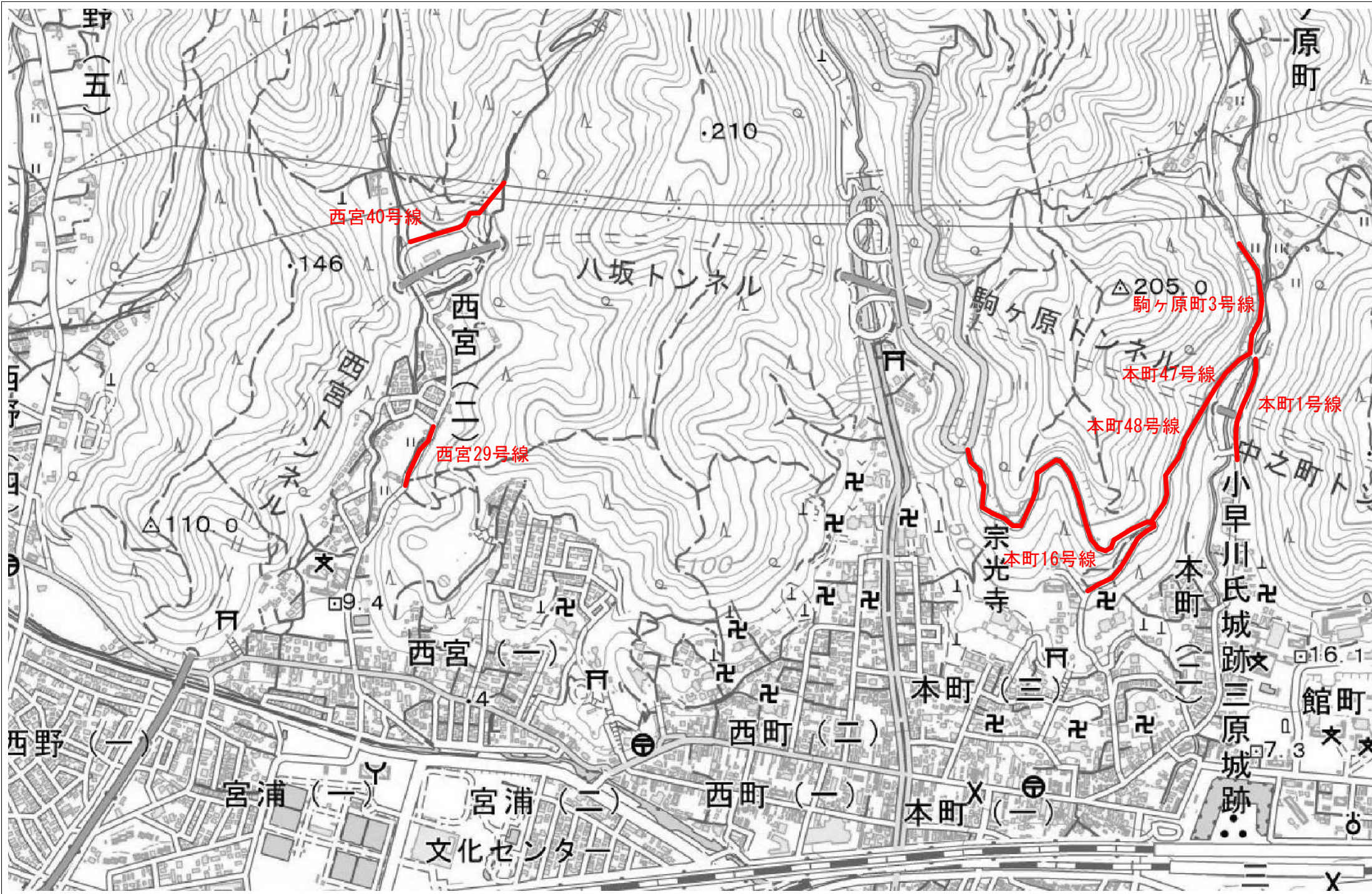
市道幸崎20号線
市道幸崎68号線

○三原市役所

図面番号	1/8	縮 尺	-	
工 種	側溝土砂撤去工			
種 別	全体位置図		番号	1
路 線 名	市道本町16号線外			
工事箇所	三原市八坂町外			
三 原 市				

この図は、国土地理院地図を使用したものである。

平面図



この図は、国土地理院地図を使用したものである。

〈側溝土砂撤去工〉

市道本町16号線	側溝土砂撤去延長L=750m
市道本町47号線	側溝土砂撤去延長L= 90m
市道本町48号線	側溝土砂撤去延長L=240m
市道本町1号線	側溝土砂撤去延長L=185m
市道駒ヶ原町3号線	側溝土砂撤去延長L=160m
市道西宮29号線	側溝土砂撤去延長L=150m
市道西宮40号線	側溝土砂撤去延長L=200m

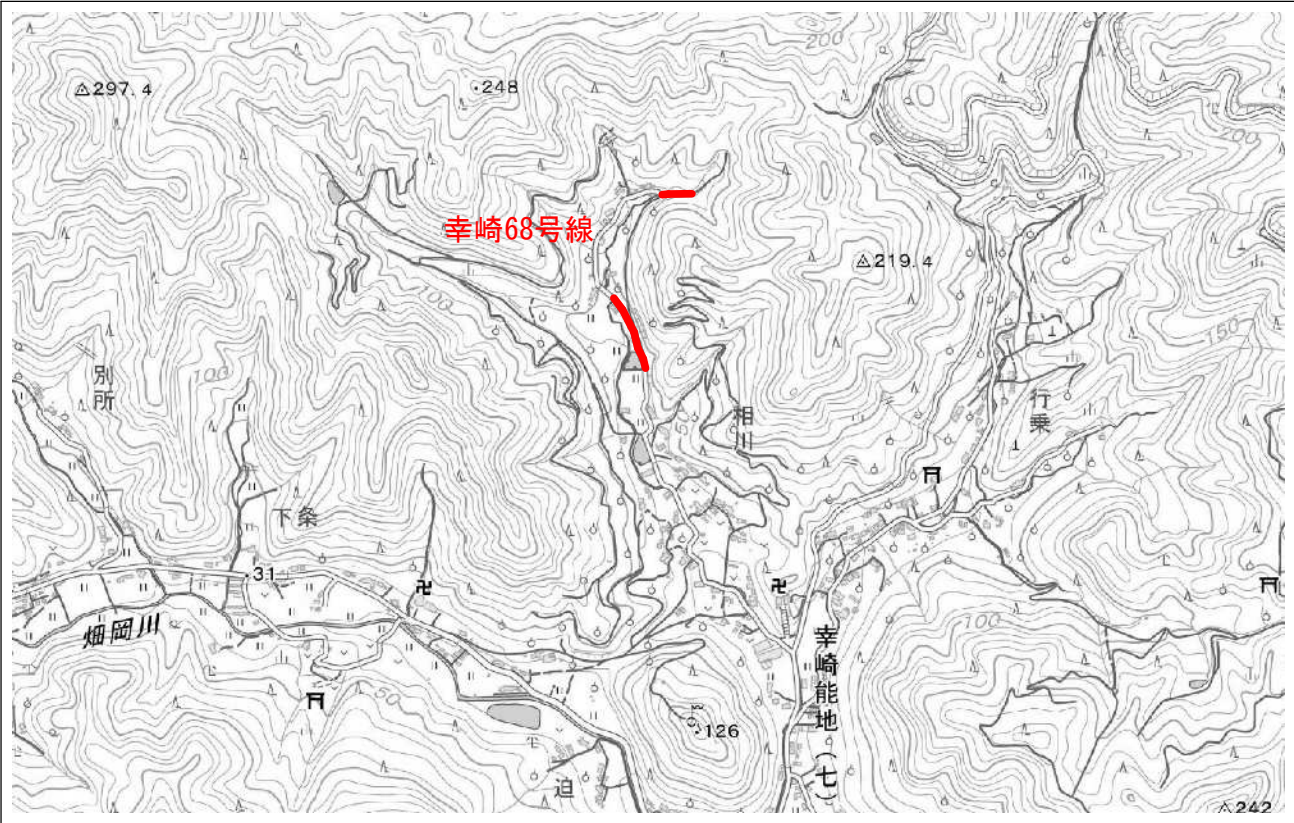
合計 L=1,775m

図面番号	2 8	縮 尺	-	
工 種	側溝土砂撤去工			
種 別	平面図		番号	1
路線 河 川 名	市道本町16号線外			
工事箇所	三原市八坂町外			
三 原 市				

平面図



この図は、国土地理院地図を使用したものである。

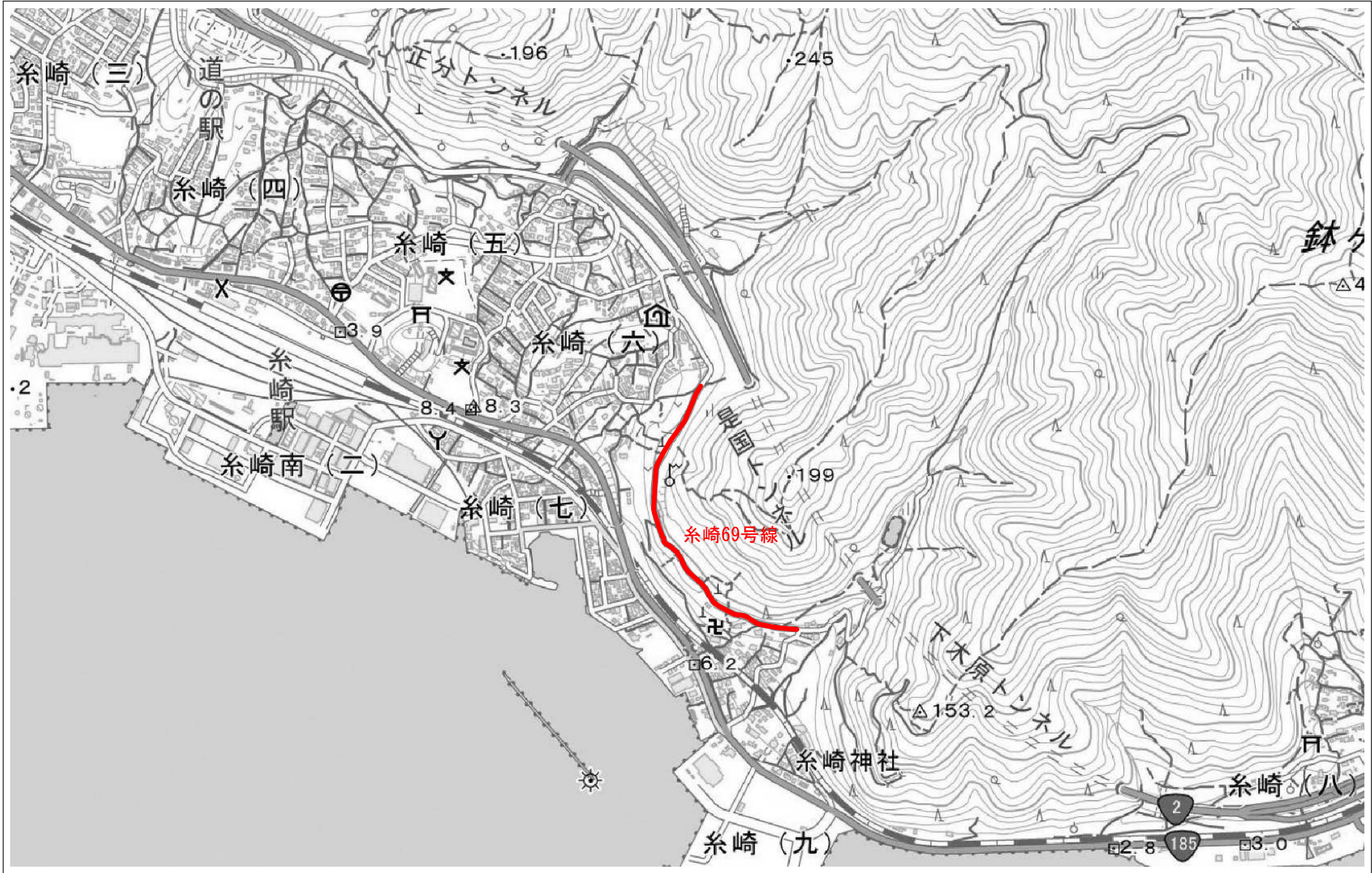


この図は、国土地理院地図を使用したものである。

〈側溝土砂撤去工〉	
市道幸崎20号線	側溝土砂撤去延長L=700m
市道幸崎68号線	側溝土砂撤去延長L=270m
合計 L=970m	

図面番号	3 / 8	縮 尺	-	
工 種	側溝土砂撤去工			
種 別	平面図	番号	2	
路 線 名	市道幸崎20号線外			
工事箇所	三原市幸崎能地一丁目外			
三 原 市				

平面図



この図は、国土地理院地図を使用したものである。

〈側溝土砂撤去工〉
市道糸崎69号線 側溝土砂撤去延長L=660m
合計 L=660m

図面番号	4 / 8	縮 尺	-	
工 種	側溝土砂撤去工			
種 別	平面図	番号	3	
路 線 名	市道糸崎69号線			
工事箇所	三原市糸崎六丁目・八丁目			
三 原 市				

平面図

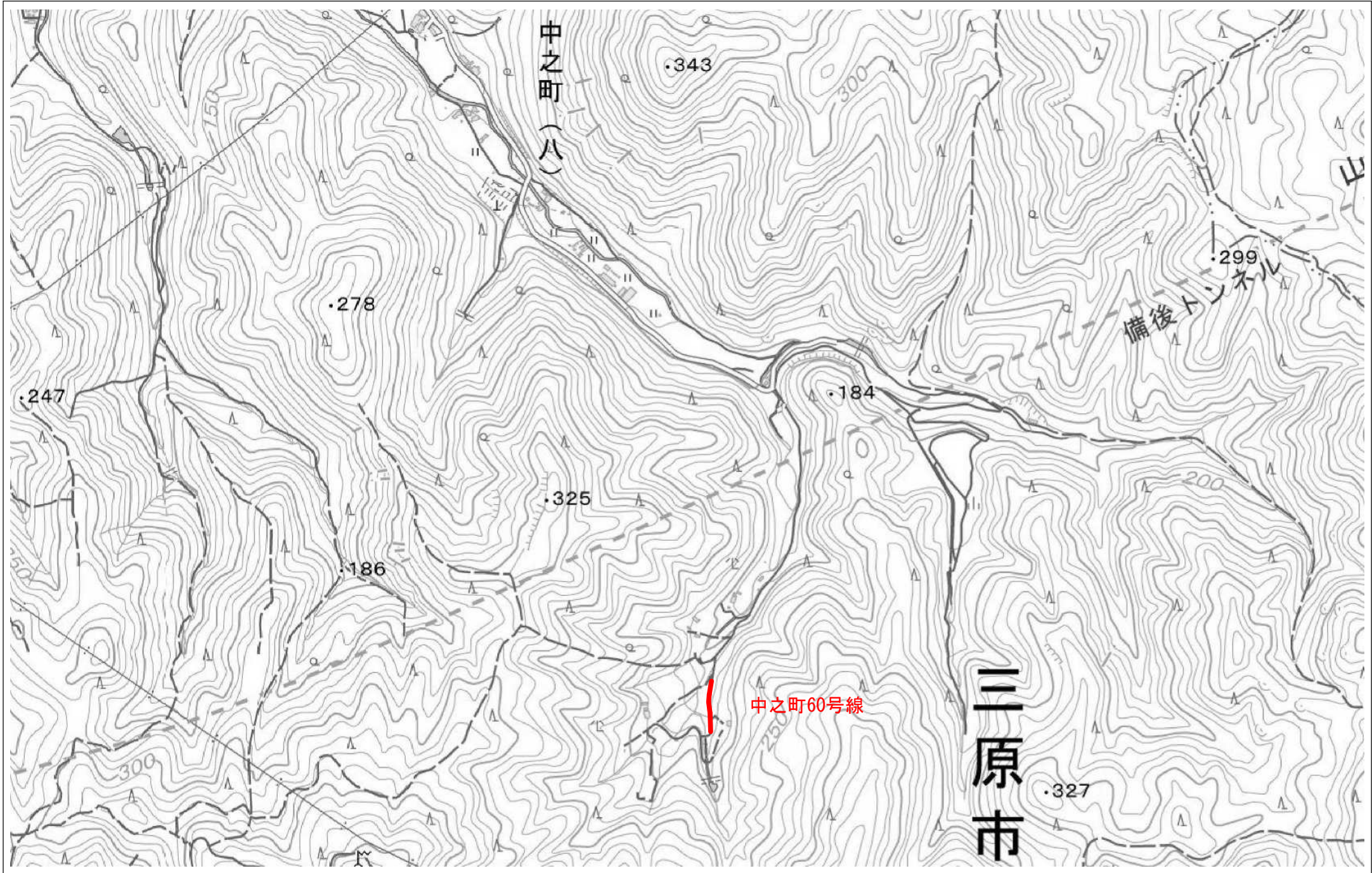


〈側溝土砂撤去工〉
市道小坂町18号線 側溝土砂撤去延長L=460m

この図は、国土地理院地図を使用したものである。

図面番号	5 / 8	縮 尺	-	
工 種	側溝土砂撤去工			
種 別	平面図		番号	4
路 線 名	市道小坂町18号線外			
工事箇所	三原市小坂町			
三 原 市				

平面図

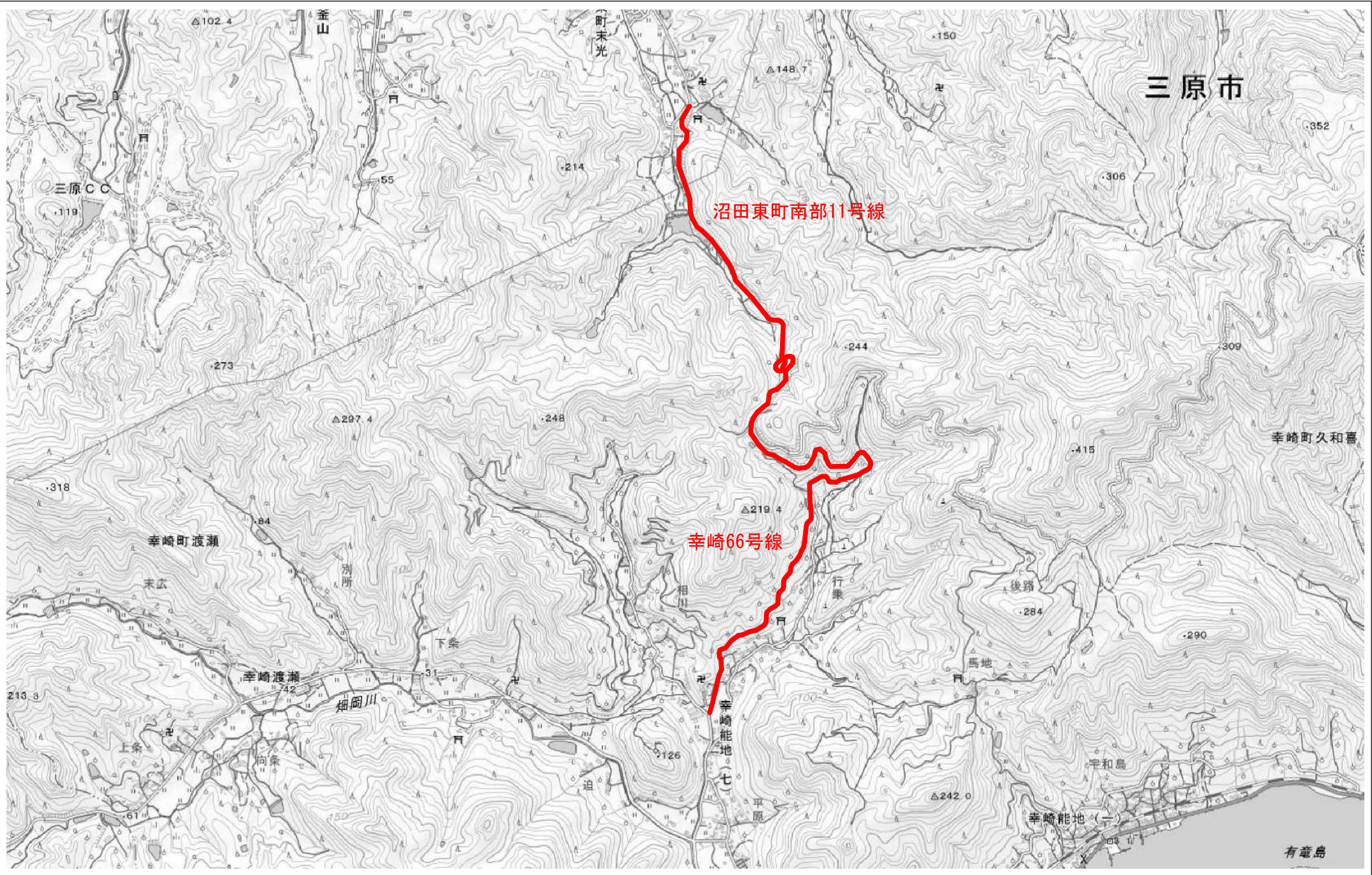


この図は、国土地理院地図を使用したものである。

〈側溝土砂撤去工〉
市道中之町60号線 側溝土砂撤去延長L=150m
合計 L=150m

図面番号	6 / 8	縮 尺	-	
工 種	側溝土砂撤去工			
種 別	平面図		番号	5
路 線 名	市道中之町60号線			
工事箇所	三原市中之町八丁目			
三 原 市				

平面図



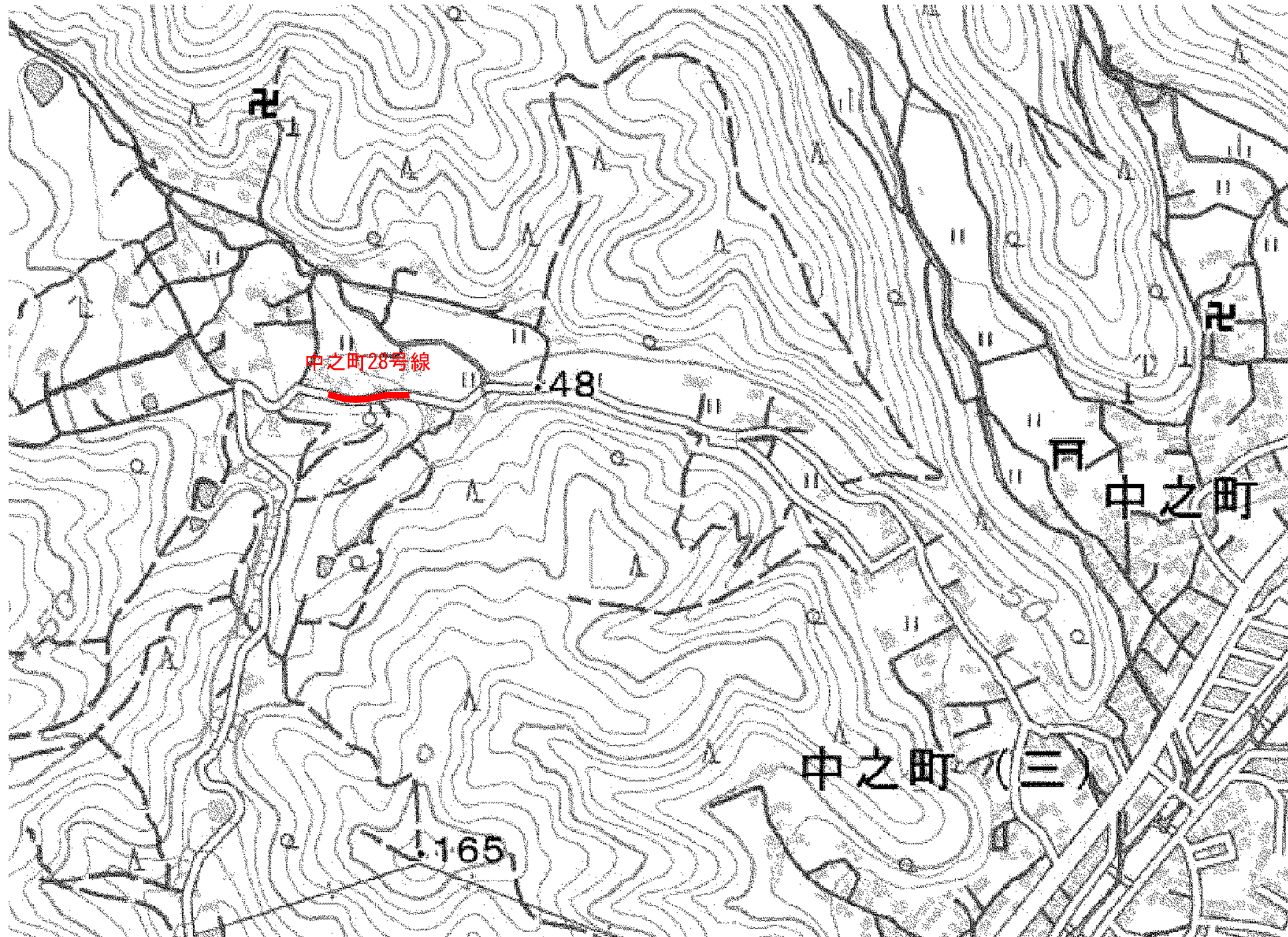
この図は、国土地理院地図を使用したものである。

〈側溝土砂撤去工〉

市道幸崎66号線	側溝土砂撤去延長L=2,100m
市道沼田東町南部11号線	側溝土砂撤去延長L=1,780m
合計 L=3,880m	

図面番号	7 / 8	縮 尺	-	
工 種	側溝土砂撤去工			
種 別	平面図	番号	6	
路線 線川名	市道幸崎66号線外			
工事箇所	三原市幸崎能地七丁目外			
三 原 市				

平 面 図



<側溝土砂撤去工>
市道中之町28号線 側溝土砂撤去延長L= 80m

図面番号	8 / 8	縮 尺	-
工 種	側溝土砂撤去工		
種 別	平面図	番号	7
路 線 名	市道中之町28号線		
工事箇所	三原市八坂町外		
三 原 市			

この図は、国土地理院地図を使用したものである。

参 考 資 料

—市道等側溝土砂撤去業務委託（市道本町16号線外）—

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 59 三原市 00-07.03.01(0)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	13 道路維持工事 04 一般交通影響有り(2) 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 03 補正しない		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
道路維持					Y1G01 レベル1
道路清掃工	1	式			Y1G0119 レベル2
路面清掃工	1	式			Y1G011901 レベル3
路面清掃(路肩部・人力) 【塵埃量 少】	1	式			Y1G01190102 レベル4
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	8	km			SPK24040007 00
	240	m3			単第0 -0001 表
路面清掃(路肩部・人力) 塵埃量 少ない	8	km			SPK24040362 00
					単第0 -0002 表
残土処理工	1	式			Y1G010210 レベル3
土砂等運搬 【土砂】	100	m3			Y1G01021002 レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間有り 距離3.5km以下(3.0km超)	100	m3			SPK24040002 00 単第0 -0003 表
土砂等運搬 【有機物】	140	m3			Y1G01021002レベル4
土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間有り 距離8.0km以下(6.5km超)	140	m3			SPK24040002 00 単第0 -0004 表
残土等処分	100	m3			Y1G01021003レベル4
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
再生資源化施設受入費 土砂	100	m3			F0000000001 00
仮設工	1	式			Y1G0126 レベル2
交通管理工	1	式			Y1G012621 レベル3
交通誘導警備員	18	人			Y1G01262101レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員B					R0369 00
	18	人			
* * 直接工事費 * * #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 共通仮設費計 * *					
* * 純工事費 * *					
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 工事原価 * *					
一般管理費率分 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正率...

本工事費 内訳表

頁0 -0005

[illegible]

施工単価表

積込(ルーズ)
土砂
機械構成比: 20.80% 労務構成比: 71.28% 材料構成比: 7.92% 市場単価構成比: 0.00%

SPK24040007
小規模(標準以外)

単第0 -0001 表
標準単価: 1,768.50000
1 m3 当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
小型バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.13/平積0.10m3	20.80%		小型バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.13/平積0.10m3		MTPC00077 MTPT00077
運転手(特殊)	71.28%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	7.92%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂			B=5 小規模(標準以外)		

施工単価表

路面清掃(路肩部・人力)

SPK24040362

単第0 -0002 表

塵埃量 少ない

1

km 当り

機械構成比: 0.00% 労務構成比: 100.00% 材料構成比: 0.00% 市場単価構成比: 0.00% 標準単価: 19,311.00000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
普通作業員	99.01%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=1 塵埃量 少ない			B=1 -(全ての費用)		

施工単価表

土砂等運搬
小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)
機械構成比: 18.57% 労務構成比: 72.35% 材料構成比: 9.08% 市場単価構成比: 0.00%

SPK24040002
DID区間有り 距離3.5km以下(3.0km超)

単第0 -0003 表
1
標準単価: 2,786.80000
m3 当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	18.57%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
運転手(一般)	72.35%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	9.08%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=17 距離3.5km以下(3.0km超)			B=6 バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) D=2 DID区間有り		

施工単価表

頁0 -0009

土砂等運搬
小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)
機械構成比: 18.57% 労務構成比: 72.35% 材料構成比: 9.08% 市場単価構成比: 0.00%

SPK24040002
DID区間有り 距離8.0km以下(6.5km超)

単第0 -0004 表
1
標準単価: m3 当り
4,644.60000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	18.57%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
運転手(一般)	72.35%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	9.08%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=35 距離8.0km以下(6.5km超)			B=6 バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) D=2 DID区間有り		

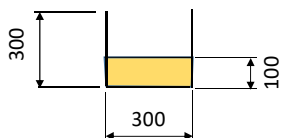
数量計算書

数 量 総 括 表

[illegible]

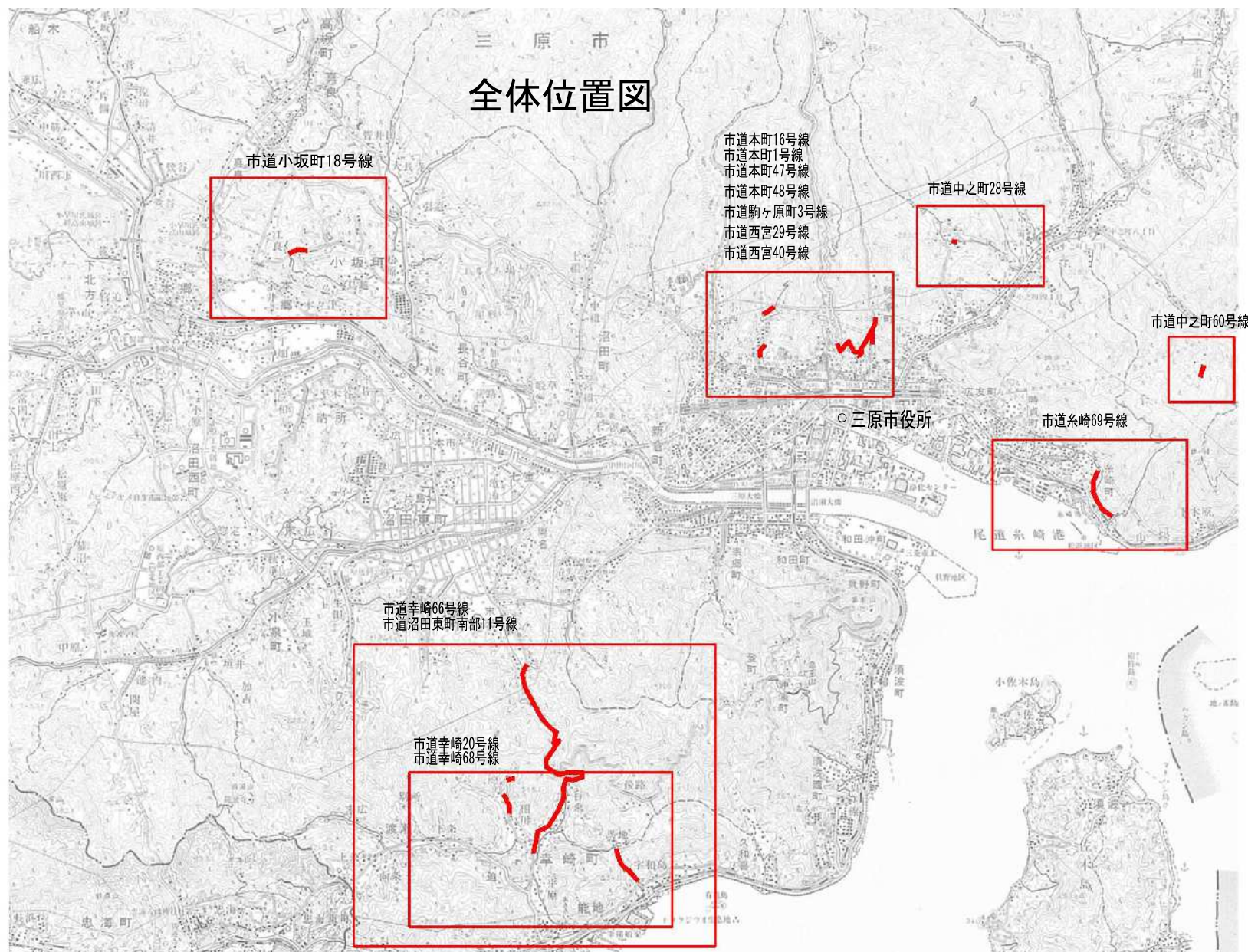
図面番号	路 線	土砂：落葉 = 4 : 6				備考
		延長 (m)	土砂(m3)	落葉(m3)	処分量計(m3)	
図面2	市道本町16号線	750	9.0	13.5	22.5	
	市道本町1号線	185	2.2	3.3	5.5	
	市道本町47号線	90	1.1	1.6	2.7	
	市道本町48号線	240	2.9	4.3	7.2	
	市道駒ヶ原町3号線	160	1.9	2.9	4.8	
	市道西宮29号線	150	1.8	2.7	4.5	
	市道西宮40号線	200	2.4	3.6	6.0	
小計		1,775	21.3	31.9	53.2	
図面3	市道幸崎20号線	700	8.4	12.6	21.0	
	市道幸崎68号線	270	3.2	4.9	8.1	
小計		970	11.6	17.5	29.1	
図面4	市道糸崎69号線	660	7.9	11.9	19.8	
小計		660	7.9	11.9	19.8	
図面5	市道小坂町18号線	460	5.5	8.3	13.8	
小計		460	5.5	8.3	13.8	
図面6	市道中之町60号線	150	1.8	2.7	4.5	
小計		150	1.8	2.7	4.5	
図面7	市道幸崎66号線	2,100	25.2	37.8	63.0	
	市道沼田東町南部11号線	1,780	21.4	32.0	53.4	
小計		3,880	46.6	69.8	116.4	
図面8	市道中之町28号線	80	1.0	1.4	2.4	
小計		80	1.0	1.4	2.4	
合計		7,975	95.7	143.5	239.2	

※側溝断面を一般的な寸法0.30m*0.30mとして、これまでの実績等から10cmの埋塞とし
土砂と落葉の割合を4：6にて体積を計算している。



N
4
+

三 原 市 全体位置図



この図は、国土地理院地図を使用したものである。